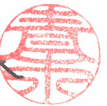


監 査 報 告 書

学校法人 愛知産業大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

令和2年5月20日

学校法人 愛知産業大学

監事 青木高弘 

監事 豊下由美子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人愛知産業大学寄附行為第14条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人愛知産業大学の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査を実施するに当たり、「学校法人愛知産業大学 監事監査規程」に準拠した方法により実施した。

具体的監査の方法は、理事会及び評議員会に常時出席し、業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査手続きを実施した。また、理事の業務執行の状況についても確認を行った。

監査の結果、学校法人愛知産業大学の業務及び理事の業務執行は適正であり、計算書類は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務、理事の業務執行及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められた。

以上